2024. 12. 10

住民税非課税世帯は給付対象として適切か

～効果的な低所得者支援のために考え得るターゲットとは～

経済調査部　エコノミスト
前田　和孝

ポイント

- **政府は補正予算で、物価高に対する低所得者支援として住民税非課税世帯に 1 世帯当たり 3 万円、子ども 1 人当たり 2 万円の給付を行なうことを決定。年間収入 200 万円未満世帯の負担増は約 5.7 万円/年で、給付額 3 万円の場合には負担増の半分程度をカバーできる計算**
- **住民税非課税世帯の約 75%は 65 歳以上。年金が主な収入源である高齢夫婦無職世帯は平均 1,245 万円の貯蓄を持っており、こうした世帯が経済的に脆弱かと言われると疑問符が付く**
- **世帯類型別では、「大人 1 人と子供」世帯の相対的貧困率が高い。本当に子供のために使われるのかなどの問題点はあるものの、こうした世帯への給付を手厚くすることは検討に値する**

１．住民税非課税世帯への給付で物価高による負担増をカバー？

政府は 11 月 29 日に閣議決定した補正予算で、住民税非課税世帯に対して 1 世帯当たり 3 万円、子ども 1 人当たり 2 万円の給付を行なうことを決定した。コロナ禍以降、秋に大型経済対策を策定することが常態化しているが、これで住民税非課税世帯への給付は 2021 年から 4 年連続となる。

住民税は所得にかかわらず課税される均等割と、所得に応じて課税される所得割があるが、均等割・所得割のいずれも非課税となる基準は、東京 23 区などの 1 級地に居住する場合、単身世帯では前年の総所得金額 45 万円以下となる。扶養家族がいる場合は家族の数によって異なるが、例えば、配偶者との 2 人世帯では、35 万円×2 人（本人＋被扶養者の人数）＋31 万円＝101 万円以下が基準となる。このほか、生活保護の生活扶助を受けている場合や、障がい者・未成年者・ひとり親・寡婦（夫）で、前年の合計所得が 135 万円以下の場合も当てはまる。

非課税世帯への給付の目的は、物価高に対する低所得者支援である。2024 年 1－9 月期の消費者物価指数（総合）は前年同期比＋2.7%で、主要項目別に見ると、教養娯楽費を筆頭に、家具・家事用品費、食料費

（図表1）年間収入200万円未満 物価上昇による負担増 試算

項目	消費支出額※（23年1-9月）	物価上昇率※（24年1-9月）	物価上昇による負担増（月間）
食料費	52,345	4.1%	+2,164
住居費	11,579	0.6%	+73
光熱・水道費	20,755	3.5%	+717
家具・家事用品費	6,171	4.2%	+258
被服及び履物費	2,607	2.4%	+62
保健医療費	8,967	1.5%	+137
交通・通信費	21,536	1.9%	+414
教育費	1,275	▲0.2%	▲2.7
教養娯楽費	11,514	5.8%	+663
その他の消費支出	22,652	1.1%	+247
計（①）			+4,732

※消費支出額は23年1-9月期月平均、物価上昇率は24年1-9月期前年同期比
※「その他の消費支出」の物価上昇率は諸雑費で代替

年間の負担増（①×12ヵ月）　+56,782

（出所）総務省「家計調査」より明治安田総研作成　　単位：円

などが高い伸びとなっている（図表 1)。なかでも食料は購入頻度が高いため、消費者の体感ベースでの負担感は増している。住民税非課税世帯が含まれる年間収入 200 万円未満の世帯について、家計調査を用いて今年の物価高による負担増額を試算すると約 5.7 万円/年となる。これに基づけば、今回の給付額は、3 万円であれば負担増の半分程度、子どもが 1 人いる場合には 9 割ほどカバーできる計算になる。もっとも、年間収入がもう少し多い世帯の動向を確認すると、200 万円以上～250 万円未満、250 万円以上～300 万円未満の負担増はそれぞれ約 6.8 万円、約 6.9 万円である。そのため、どの収入で線引きするのが適当かという意味で議論の余地はある。

２． 経済的脆弱層以外への給付に批判も

線引き以上に問題とされているのが住民税非課税世帯の内訳である。とりわけ収入が公的年金のみの世帯に対する風当たりが強い。公的年金のみのケースでも扶養家族がいる場合とそうでない場合で非課税の基準は異なるが、65 歳以上で配偶者との 2 人世帯の場合には 211 万円以下が基準となる。前述の 101 万円と異なるのは、年金には 110 万円の公的年金等控除が適用されるためである。

2023 年の国民生活基礎調査によれば、住民税非課税世帯は 1,279 万世帯で全体の 27.4%だが、このうち 65 歳以上は 955 万世帯と 74.7%を占める（図表 2)。また、65 歳以上の世帯の 38.1%が非課税世帯である。年金受給世帯を必ずしも一括りにすることはできない。ただ、年金が主な収入源である高齢夫婦無職世帯で、かつ年間収入 250 万円未満の貯蓄額は平均 1,245 万円となっており（図表 3)、貯蓄額だけで言えば、夫(40～49 歳)が世帯主で夫婦のみまたは夫婦と未婚の子供から成る世帯とほぼ同等（1,243 万円）である。さらに、後者は住宅購入のための借り入れなどの負債が 1,504 万円あり、貯蓄から負債を除いた純金融資産はマイナスとなっている。これらを見る限り、年金受給世帯が経済的に脆弱で、支援が必要な対象かどうかは疑問符が付く。

（図表2）住民税非課税世帯に占める世帯主が65歳以上世帯の割合

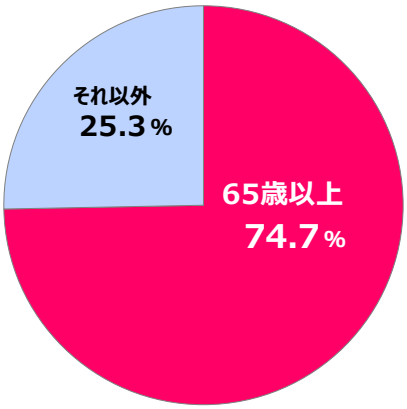

（出所）厚生労働省「国民生活基礎調査」より明治安田総研作成

（図表3）2023年 高齢夫婦無職世帯※の貯蓄・負債
（少なくとも一人は65歳以上、年間収入250万円未満）

項目		金額
年間収入		196
貯蓄		1,245
	通貨性預貯金	449
	定期性預貯金	489
	生命保険など	197
	有価証券	107
	その他	3
負債		27
貯蓄-負債		1,218

※高齢夫婦世帯は男65歳以上,女60歳以上の者のみからなる世帯　　単位：万円

（出所）総務省「家計調査」より明治安田総研作成

また、政府は住民税非課税世帯への給付の考え方として、賃上げや年金物価スライド等で賄いきれない分を支援するものと説明している。ただ、年金額を目減りさせるマクロ経済スライドは、現役世代の人口減少等を鑑み、保険料負担の範囲内で年金を支給するために作られた仕組みである。年金が賃金や物価上昇分を賄い切れないのは確かだが、これを税で穴埋めすれば元も子もない。

３． 資産の把握まで含めた給付の制度設計には時間がかかる

年齢にかかわらず負担能力の低い人を正確に捉え、きめ細やかに給付をするためには資産の把握に取り組むことが求められる。少なくとも住民税非課税世帯かどうかでしか判定ができない今の状況は改善すべきである。もっとも、資産の把握には困難が伴う。上場株式などの金融所得は、確定申告された分については自治体で把握が

可能であるほか、証券会社から取引内容が支払調書や特定口座年間取引報告書の形で税務署に提出されるため、この情報を基に把握することは不可能ではない。ただ、実現に向けては連携のためのシステム整備や、自治体の事務処理コスト増加への対応が必要となる。自治体がシステムをスムーズに活用できるかも課題となりそうで、資産の把握まで含めた給付の制度設計には相応の時間がかかる。そうなると物価高が継続する限り、今まで通り住民税非課税世帯に対する給付は頻繁に行なわれることになる。低所得世帯への給付は所得再分配政策の一つだが、住民税非課税世帯には経済的脆弱層以外も含まれるため、その効果は限定的になる。

４．「大人１人と子供」世帯への手厚い支援も検討に値する

なお、日本のジニ係数（0 に近いほど所得格差が小さく、1 に近いほど大きい）の推移を見ると、所得面は概ね横ばいの一方、資産面（貯蓄現在高）は上昇傾向にあり、格差が広がっている（図表 4）。これを見ても所得ではなく資産に着目することには一定の合理性がある。また、世帯類型別に相対的貧困率（等価可処分所得が貧困線を下回る所得の世帯人員の割合、2019 年時点）を見ると、所得面では、65 歳以上の相対的貧困率が高い一方で、資産面では 65 歳未満が高くなっており、両面で見た場合にはほとんど差はない（図表 5）。さらに詳細に見ると、「大人 1 人と子供」世帯が所得面、資産面のいずれにおいても突出して高水準となっている。政府は、児童扶養手当における所得制限の引き上げなど、こうした世帯への支援策を強化してはいるものの、依然としてその他の世帯との経済格差は大きいとみられる。国立社会保障・人口問題研究所によれば、2020 年時点の「ひとり親と子」世帯は 502.6 万世帯となっている。例えば、この世帯に 3 万円を支給する場合の給付総額は 1,508 億円で、今回の補正予算における給付額（4,908 億円）の 3 割程度になる。経済対策の規模を拡大すること自体に是非はあるが、こうした世帯は物価高による負担増も約 7.3 万円と大きく、今回の補正予算における支給目的にも沿う。また、平均消費性向も 76.3%（2023 年）と平均（64.4%）を上回っており、経済効果も見込める。本当に子供のために使われるのかなどの問題点はあるものの、住民税非課税世帯に限らず、「大人 1 人と子供」世帯への給付を手厚くすることは検討に値する。

（図表4）等価可処分所得･貯蓄現在高ジニ係数の推移

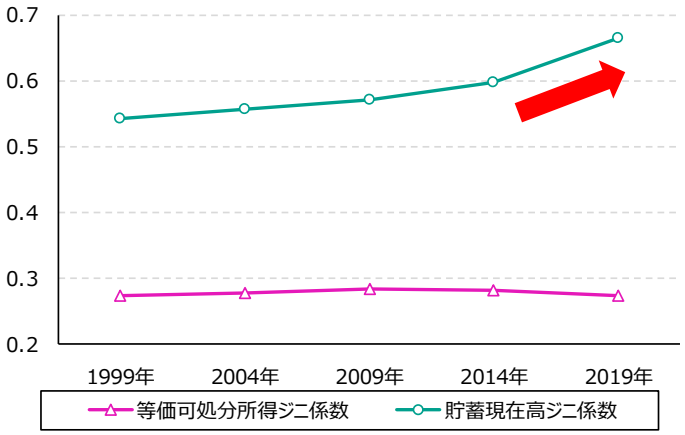

（出所）厚生労働省公表資料より明治安田総研作成

（図表5）世帯類型別相対的貧困率（2019年）

世帯類型	所得面	資産面	所得･資産両面
世帯主65歳未満	9.1	24.8	4.7
単身	15.3	31.6	7.6
2人以上	8.1	23.7	4.3
大人1人と子供	**53.4**	**52.8**	**35.1**
2人以上の大人のみ	7.2	19.0	2.9
大人2人以上と子供	6.7	25.8	3.9
世帯主65歳以上	15.2	15.2	4.9
単身	29.9	19.5	9.8
2人以上	12.4	14.4	4.0

（出所）厚生労働省公表資料より明治安田総研作成　　単位：%

本レポートに関するご取材やお問い合わせは以下までご連絡ください
明治安田総合研究所 エコノミスト 前田 和孝
電話番号：03-6261-7947
e-mail：ka3-maeda@myri.co.jp

※本レポートは、明治安田総合研究所が情報提供資料として作成したものであり、いかなる契約の締結や解約を目的としたものではありません。掲載内容について細心の注意を払っていますが、これによりその情報に関する信頼性、正確性、完全性などについて保証するものではありません。掲載された情報を用いた結果生じた直接的、間接的トラブルや損失、損害については、一切の責任を負いません。またこれらの情報は、予告なく掲載を変更、中断、中止することがあります。

●発行元●　株式会社 明治安田総合研究所　　〒102-0073 東京都千代田区九段北3－2－11 TEL03-6261-6411